別表1-1 水質基準項目(上水道)

別る	マート 小貝左竿垻			16 /- 10 p		
番号	項目	基準値	過去3年間の 最高値	施行規則に よる検査の	検査実施回数	設定理由
田つ	<b>グ</b> ロ	(mg∕I)	取同値 (mg/l)	基本の回数	人员人尼巴奴	放足任山
1	一般細菌	100個/ml以下	0			\. <b></b>
2	大腸菌	不検出	不検出	月1回	月1回	法定検査回数
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			
	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	<b>※</b> 1	年1回	過去の検査結果により省略
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	年4回		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	꾸수ഥ		
	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満		年4回	法定検査回数
	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満		年1回	過去の検査結果により省略
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回	年4回	法定検査回数
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2			
	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満			
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
	1・4ージオキサン	0.05以下	0.005未満	<b>※</b> 1	左1回	   過去の検査結果により省略
10	シスー1・2ージクロロエチレン及び トランスー1・2ージクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	年4回	年1回	週玄の快食桁米により自略   
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
	塩素酸	0.6以下	0.12			
	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			
	クロロホルム	0.06以下	0.006			
	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.007			
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003	年4回	年4回	法定検査回数 法定検査回数
	臭素酸 総トリハロメタン	0.01以下 0.1以下	0.001 0.014	平4凹	平4凹	<b>本足快宜凹</b> 数
	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007			
	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007			
	ブロモホルム	0.03以下	0.001未満			
	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			
	亜鉛及びその化合物	1以下	0.009			
	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02			
	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	<b>※</b> 1	<b>5</b> 4 <b>5</b>	ᇃᆂᇰᄊᆂᄽᄪᇋᇈᄓᄵᄦ
	銅及びその化合物	1以下	0.01	年4回	年1回	過去の検査結果により省略
	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.2			
	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			
	塩化物イオン	200以下	16.0	月1回	月1回	法定検査回数
	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300以下	18	<b>※</b> 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	蒸発残留物	500以下	82	年4回	<u> </u>	過去の検査結果により省略
	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	T7E	年1回	
	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	原因藻類発生時		発生時期である7月~9月
	2ーメチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	期に月1回以上		に検査
	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	<b>※</b> 1	年1回	過去の検査結果により省略
	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	年4回		
	有機物(全有機炭素)	3以下	0.9			
	pH値 味	5.8~8.6	7.2			
48	<u>咻                                    </u>	異常でない 異常でない	<u>異常でない</u> 異常でない	月1回	月1回	法定検査回数
	<u>吴凤</u> 色度	<u> </u>	(共常でない) (1.90)			
	<u> </u>	2度以下 2度以下	0.2未満			
IJΙ	/判/文	2皮以下	0.2不问			<b>令和2年5月28日付</b>
	PFOS及びPFOA	0.00005以下	-	-	年1回	〒和12年3月28日1列 環水大水発第2005281号・環水 大土発第2005282 号 水質汚濁に係る人の健康の保 護に関する環境基準等の施行 等について(通知)
\ <u>'</u> 1	 原水水質が大きく変わるおそ	ね が無い担合	、温土っ年間の		値の5八の1	

<sup>※1</sup> 原水水質が大きく変わるおそれが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。 (水道法施行規則)

別表1-2 水質基準項目(袋地区)・浄水

			温土の左眼	佐仁田田田一		1
<b>₩</b> □	百日	基準値	過去3年間	施行規則に	<b>松本中</b> 恢同数	机中用出
番号	項目	( (1)	の最高値	よる検査の 基本の回数	検査実施回数	設定理由
- 1	加加	(mg/l)	(mg∕l) 0	<b>本本の自教</b>		
1	一般細菌 大腸菌	100個/ml以下	0 不検出	月1回	月1回	法定検査回数
		不検出				
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			
	水銀及びその化合物	0.0005以下 0.01以下	0.00005未満		年1回	過去の検査結果により省略
	セレン及びその化合物		0.001未満	<b>※</b> 1	井「凹	迎玄の快宜和未により自哈
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	年4回		
	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満		<b>左4</b> 同	** 中央本口***
	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満		年4回	法定検査回数
	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	<b>E</b> 4 <b>E</b>	年1回	過去の検査結果により省略
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回	年4回	法定検査回数
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.05未満			
	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09未満			
	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	1・4ージオキサン ンスーT・2ーンクロロエナレン及	0.05以下	0.005未満	<b>※</b> 1	<b>4.</b> 1 G	返去の <del>仏</del> 本仕田に 5.11少mを
16	びトランスー1・2ージクロロエチレ	0.04以下	0.001未満	年4回	年1回	過去の検査結果により省略
47	\					
	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
	塩素酸	0.6以下	0.06			
	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			
	クロロホルム	0.06以下	0.001未満			
	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満	<del>-</del> 4 -	<del>-</del> 4 -	\ <b>-</b> \ \ <del>-</del> -\ \ <del></del> \ \ <del></del> \ <del></del>
	臭素酸	0.01以下	0.001未満	年4回	年4回	法定検査回数
	総トリハロメタン	0.1以下	0.001未満			
	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満			
	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			
	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			
	亜鉛及びその化合物	1以下	0.001			
	アルミニウム及びその化合物		0.01未満	×-1		
	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	※1 年4回	年1回	過去の検査結果により省略
	銅及びその化合物	1以下	0.01未満	年4回	-	
	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.9			
	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満		<b>-</b>	<b>注点检查员</b> 类
	塩化物イオンカルスグスシウム等(硬度)	200以下	9.7	月1回	月1回	法定検査回数
	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300以下	37	<b>※</b> 1	年1回	過去の検査結果により省略
	蒸発残留物	500以下	153 0.02 <b>共</b> 港	年4回	年4回	法定検査回数
	<u>陰イオン界面活性剤</u>	0.2以下	0.02未満		年1回	過去の検査結果により省略
	ジェオスミン		0.000001未満	原因藻類発生時 期に月1回以上	年1回	発生時期である7月〜9月 に検査
	2ーメチルイソボルネオール		0.000001未満	×1		一大旦
	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満		年1回	過去の検査結果により省略
	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	年4回		
	有機物(全有機炭素)	3以下	0.3未満			
	pH値 ct	5.8~8.6	7.5			
48		異常でない	異常でない	月1回	月1回	法定検査回数
	臭気	異常でない	異常でない			
	色度	5度以下	0.5未満			
51	濁度	2度以下	0.1未満			

<sup>※1</sup> 原水水質が大きく変わるおそれが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。 (水道法施行規則)

別表1-2.1 水質基準項目(袋地区)・原水

27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下   33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下   34 鉄及びその化合物 0.3以下   35 銅及びその化合物 1以下   36 ナトリウム及びその化合物 1以下   37 マンガン及びその化合物 0.05以下   38 塩化物イオン 200以下   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下   37 ※1	
2人	
4   水銀及びその化合物	
4   水銀及びその化合物	
5 セレン及びその化合物	
6   鉛及びその化合物	
7 ヒ素及びその化合物     0.01以下     0.001未満       8 六価クロム化合物     0.02以下     0.002未満       9 亜硝酸態窒素     0.04以下     0.004未満       10 シアン化物イオン及び塩化シアン     0.01以下     0.001未満       11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素     10以下     0.05未満       12 フッ素及びその化合物     1以下     0.1未満       14 四塩化炭素     0.002以下     0.002未満       15 1・4ージオキサン     0.05以下     0.001未満       16 0トランスー1・2ージウロエチレン     0.01以下     0.001未満       18 テトラクロエチレン     0.01以下     0.001未満       19 トリクロロエチレン     0.01以下     0.001未満       20 ベンゼン     0.01以下     0.001未満       21 塩素酸     0.6以下     0.001未満       22 クロロ酢酸     0.03以下     0.01以下       23 クロロホルム     0.06以下     0.01以下       26 臭素酸     0.01以下     0.03以下       27 総トリハロメタン     0.1以下     0.03以下       28 トリクロロがる     0.09以下     0.01未満       32 亜鉛及びその化合物     1以下     0.001未満       33 アルミニウム及びその化合物     0.3以下     0.01未満       34 鉄及のでの化合物     0.05以下     0.01未満 <t< th=""><th></th></t<>	
8 六価クロム化合物 0.02以下 0.002未満   9 亜硝酸態窒素 0.04以下 0.001未満   10 シアン化物イオン及び塩化シアン 0.01以下 0.001未満   12 フツ素及びその化合物 0.8以下 0.09   13 ホウ素及びその化合物 1以下 0.1未満   14 四塩化炭素 0.002以下 0.0002未満   15 1・4 ージオキサン	
9 亜硝酸態窒素	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	
11   硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素   10以下   0.05未満   12 フッ素及びその化合物   0.8以下   0.09   13   ホウ素及びその化合物   1以下   0.11未満   14   四塩化炭素   0.002以下   0.0002未満   0.0002未満   0.05以下   0.001未満   0.001を大力   0.001未満   0.001を大力   0.001を大力	
12 フッ素及びその化合物	
13 ホウ素及びその化合物	
14 四塩化炭素	
15	
16	
16	
18 テトラクロロエチレン	
18 テトラクロロエチレン	
19 トリクロロエチレン 0.01以下 0.001未満 20 ベンゼン 0.01以下 0.001未満 0.001以下 21 塩素酸 0.6以下 22 クロロ酢酸 0.02以下 23 クロロホルム 0.06以下 24 ジクロロ酢酸 0.03以下 25 ジブロモクロロメタン 0.1以下 26 臭素酸 0.01以下 28 トリクロロ酢酸 0.03以下 29 ブロモジクロロメタン 0.1以下 28 トリクロロ酢酸 0.03以下 29 ブロモジクロロメタン 0.03以下 29 ブロモジクロロメタン 0.03以下 30 ブロモホルム 0.09以下 31 ホルムアルデヒド 0.08以下 32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満 33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満 34 鉄及びその化合物 1以下 0.01未満 35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満 35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満 36 ナトリウム及びその化合物 1以下 0.01未満 37 マンガン及びその化合物 200以下 8.8 37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満 38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回 月1回 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
20 ベンゼン 0.01以下 0.001未満   21 塩素酸 0.6以下   22 クロロ酢酸 0.02以下   23 クロロホルム 0.06以下   24 ジクロロ酢酸 0.03以下   25 ジブロモクロロメタン 0.1以下   26 臭素酸 0.01以下   27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 0.05以下 0.01未満   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウムマグネシウム等(硬度) 300以下 37	
21 塩素酸 0.6以下   22 クロロ酢酸 0.02以下   23 クロロホルム 0.06以下   24 ジクロロ酢酸 0.03以下   25 ジブロモクロロメタン 0.1以下   26 臭素酸 0.01以下   27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 0.05以下 0.001未満   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
22 クロロ酢酸 0.02以下   23 クロロホルム 0.06以下   24 ジクロロ酢酸 0.03以下   25 ジブロモクロロメタン 0.1以下   26 臭素酸 0.01以下   27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 0.05以下 0.001未満   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
23 クロロホルム 0.06以下   24 ジクロロ酢酸 0.03以下   25 ジブロモクロロメタン 0.1以下   26 臭素酸 0.01以下   27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.2以下 0.01未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
24 ジクロロ酢酸 0.03以下   25 ジブロモクロロメタン 0.1以下   26 臭素酸 0.01以下   27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 1以下 0.01未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
25 ジブロモクロロメタン 0.1以下   26 臭素酸 0.01以下   27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.01未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウムマグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
26 臭素酸 0.01以下 年4回   27 総トリハロメタン 0.1以下   28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下   33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 1以下 0.01未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
27 総トリハロメタン   0.1以下     28 トリクロロ酢酸   0.03以下     29 ブロモジクロロメタン   0.03以下     30 ブロモホルム   0.09以下     31 ホルムアルデヒド   0.08以下     32 亜鉛及びその化合物   1以下   0.01未満     34 鉄及びその化合物   0.3以下   0.03未満     35 銅及びその化合物   1以下   0.01未満     36 ナトリウム及びその化合物   200以下   8.8     37 マンガン及びその化合物   0.05以下   0.001未満     38 塩化物イオン   200以下   9.1   月1回     39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)   300以下   37   ※1	副生成物のため省略
28 トリクロロ酢酸 0.03以下   29 ブロモジクロロメタン 0.03以下   30 ブロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
29 プロモジクロロメタン 0.03以下   30 プロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.01未満   33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 1以下 0.03未満 ※1   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満 年4回   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
30 プロモホルム 0.09以下   31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.001未満   33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
31 ホルムアルデヒド 0.08以下   32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.001未満   33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
32 亜鉛及びその化合物 1以下 0.001未満   33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37	
33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 0.01未満   34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
34 鉄及びその化合物 0.3以下 0.03未満 ※1   35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回   39 カルシウムマグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
35 銅及びその化合物 1以下 0.01未満 年4回   36 ナトリウム及びその化合物 200以下 8.8   37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回 月1回   39 カルシウムマグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
35  銅及びその化合物   1以下   0.01未満   年4回   36	
37 マンガン及びその化合物 0.05以下 0.001未満   38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回 月1回   39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
38 塩化物イオン 200以下 9.1 月1回 月1回   39 カルシウム,マグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300以下 37 ※1	
ixi l	
40  蒸発残留物	
41  陰イオン芥田活性剤   0.2以下   0.02木満	
42 ジェオスミン 0.00001以下 0.000001未満 原因藻類発生時 年1回	
43 2-メチルイソボルネオール 0.00001以下 0.000001未満 期に月1回以上	
44  非イオン界面活性剤   0.02以下   0.002未満   ※1	
45 フェノール類 0.005以下 0.0005未満 年4回	
46 有機物(全有機炭素) 3以下 0.3未満 2.3	
47 pH値 5. 8~8. 6 7.5	
48   味   異常でない   異常でない   月1回   月1回   月1回   日常でおい   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	
49  旲式   異常ではい   異常ではい	
50 色度 5度以下 0.5未満	
51 濁度 2度以下 0.1未満	
指標菌(嫌気性芽胞菌) 不検出 不検出 年4回	
PFOS及びPFOA 0.00005以下 - 年1回 <sup>令和2</sup> 環水プ 大土多 水質消 護に帰 等にご	

<sup>※1</sup> 原水水質が大きく変わるおそれが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。 (水道法施行規則)

別表1-3 水質基準項目(大川原地区)・浄水

番号	福口	基準値	過去3年間	施行規則に	検査実施回数	弘中四古
<b>留写</b>	項目	(mg∕I)	の最高値 (mg/l)	よる検査の 基本の回数	快宜夫旭凹致	設定理由
1	一般細菌	(filg/ f) 100個/ml以下	(Hig/ I) 0			
	大腸菌	不検出	不検出	月1回	月1回	法定検査回数
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			
	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	\*/ d	年1回	過去の検査結果により省略
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	<b>※</b> 1	, ,	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	年4回		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満		年4回	法定検査回数
	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満		年1回	過去の検査結果により省略
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回	年4回	法定検査回数
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.25			
	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満			
	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満			
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	1・4ージオキサン ンスーT・2ーングロロエナレン及	0.05以下	0.005未満	<b>※</b> 1	年1回	過去の検査結果により省略
16	びトランスー1・2ージクロロエチレ	0.04以下	0.001未満	年4回	井「凹	<b>過去の快重和未により</b> 首略
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
	塩素酸	0.6以下	0.10			
	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			
	クロロホルム	0.06以下	0.001未満			
	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
	ジブロモクロロメタン 臭素酸	0.1以下 0.01以下	0.001未満 0.001未満	年4回	年4回	法定検査回数
	<u> </u>	0.01以下	0.001未満	十年四	十十四	<b>公足快且凹</b> 数
	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			
	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満			
	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			
	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			
	亜鉛及びその化合物	1以下	0.004			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満			
	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	.×1_	年1回	過去の検査結果により省略
	銅及びその化合物	1以下	0.02未満	年4回	구기의	
	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.9			
	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満			***
	塩化物イオンカルスグスシウム等(種産)	200以下	11.6	月1回	月1回	法定検査回数
	カルシウム,マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物	300以下 500以下	13 140	<b>※</b> 1	年1回 年4回	過去の検査結果により省略 法定検査回数
	然光残留物 陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年4回	누+비	過去の検査結果により省略
	ジェオスミン		0.000001未満	原因藻類発生時	年1回	発生時期である7月~9月
	<u>フェイスミン</u> 2ーメチルイソボルネオール		0.000001未満	原囚深短光王時期に月1回以上	- 1	に検査
	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	<b>※</b> 1	<b>4</b> 5	
	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	年4回	年1回	過去の検査結果により省略
	有機物(全有機炭素)	3以下	0.3未満			
47	pH値	5. 8~8. 6	7			
	味	異常でない	異常でない	月1回	月1回	法定検査回数
	臭気	異常でない	異常でない	7 1	거니티	从心区且凹处
	色度	5度以下	0.5未満			
51	濁度	2度以下	0.1未満			

<sup>※1</sup> 原水水質が大きく変わるおそれが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。 (水道法施行規則)

別表1-3.1 水質基準項目(大川原地区)・原水

番号	項目	基準値 (mg/l)	過去3年間 の最高値 (mg/l)	施行規則に よる検査の 基本の回数	検査実施回数	設定理由
1	一般細菌	100個/ml以下	0	B 1 G	B 1 G	
2	大腸菌	不検出	不検出	月1回	月1回	
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			
	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	.×1_		
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	年4回		
	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			
	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			
	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	左4回		
	シアン化物イオン及び塩化シアン 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.01以下 10以下	0.001未満 0.18	年4回		
	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満		年1回	
	ホウ素及びその化合物	1以下	0.08木凋 0.1未満		十一回	
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			
15	日 <u>塩に及</u> 来 1・4ージオキサン	0.05以下	0.005未満			
-10	1・4ージオキサン ンスー1・2ーングロロエナレン及			<b>※1</b>		
16	びトランスー1・2ージクロロエチレ	0.04以下	0.001未満	年4回		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			
	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			
	塩素酸	0.6以下				
	クロロ酢酸	0.02以下				
	クロロホルム	0.06以下				
	ジクロロ酢酸	0.03以下				
	ジブロモクロロメタン	0.1以下		<del>-</del>	<del>-</del>	NV + = 4.4 - 12.44 - 4.44 do = 6
	臭素酸	0.01以下		年4回	年4回	消毒副生成物のため省略
	総トリハロメタン	0.1以下				
	トリクロロ酢酸	0.03以下				
	ブロモジクロロメタン ブロモホルム	0.03以下				
	ホルムアルデヒド	0.09以下 0.08以下				
	亜鉛及びその化合物	1以下	0.001未満			
	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満			
	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	<b>※</b> 1		
	銅及びその化合物	1以下	0.01未満	年4回	年1回	
	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.3	,		
	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満			
	塩化物イオン	200以下	12.3	月1回	月1回	
	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300以下	13	<b>※</b> 1		
	蒸発残留物	500以下	132	年4回		
	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	누구리		
	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	原因藻類発生時	年1回	
	2ーメチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	期に月1回以上		
	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	<b>%</b> 1		
	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	年4回		
	有機物(全有機炭素)	3以下	0.3未満			
	pH値 味	5.8~8.6	6.8			
	<u>味</u> 臭気	異常でない	異常でない	月1回	月1回	
	<u>吴</u> 凤 色度	異常でない 5度以下				
	<u> </u>		0.5未満			
31	<u>周度</u> 指標菌(嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出		年4回	
	PFOS及びPFOA	0.00005以下	- <u>K</u>	-		令和2年5月28日付 環水大水発第2005281号・環水 大土発第2005282 号 水質汚濁に係る人の健康の保 護に関する環境基準等の施行 等について(通知)
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	→ よらケース →目 ♪	いはまる左眼を	) ) /+ 田 <i>+</i>   +   +   +	# <b>0 5</b> () <b>0</b>	4 NI <b>T</b> ~ + 7 Pt / + 4 <b>/</b> +